

1977. 11. 27

在日朝鮮人の在留権をめぐって

「サンフランシスコ条約調印(51%)から発効(52 $\frac{4}{8}$)まで――

飛田 雄一

一 はじめに

在日朝鮮人の在留権は、その経緯からして日本政府により保障されるべきである。

私たちは、在日朝鮮人が日本に在留する権利を有していると考え、現在、不安定な地位におかれていた在日朝鮮人の在留権の内実をみる時、在日朝鮮人の在留権の根拠をかためる事が必要である。日本政府が日本に住む朝鮮人を管理する権利を有しているとする現実の下で、在日朝鮮人の在留の根拠を、日帝三十六年の植民地支配にのみ依拠して論じる時、残念ながら水かけ論になってしまう。

私たちは、日帝の朝鮮植民地支配が不当であり、その不当な植民地支配の直接的および間接的結果として在日を余儀なくされた在日朝鮮人は、当然ながら日本に住む権利があると考える。ところが、朝鮮植民地支配を合法と考える日本政府の立場からすると在日朝鮮人は、自由意志で日本に在留する外国人であり、自国内に在留する外国人を管理する権利は日本政府にあるということになるのである。

それでもなおかつ道義的責任は残るが、その道義を盾に日本政府とやり合うこともできないのである。その道義を道義としてつらぬく為に、日本政府が戦後、在日朝鮮人に対してとってきた具体的な政策を分析し、その不当性を立証せねばならない。

それは大変難しいことであり、一朝一夕にできることではないが、その為の作業をつみ重ねていかなければならないと思う。

在日朝鮮人の在留権を考える時の大きなポイントの一つが、出入国管理令の在日朝鮮人への適用をめぐる問題である。

二、G H Qと出入国管理令

私は「むくけ通信」第45号で「G H Qと在日朝鮮人の法的地位」を書いた。そこで結論は、G H Qは、属地主義的考え方から、在日朝鮮人を、一般的に旅券へパスポートをもつて入国してきた外国人と異なる扱いをしようとしてきたという事であった。

入管令が施行されたのは一九五一年十一月一日だが、この時、日本政府は、「在日朝鮮人は日本国籍を有する」と考えていたのである。それ故、外国人を対象とする入管令を、日本国籍を有する朝鮮人に適用するためには、入管令の中に「この法律の運用にあたっては朝鮮人は外国人とみなす」という特別な規定をいれなければならなかったのである。日本政府はその規定をいれるつもりであったが、G H Qはそれに反対であり、そのトラフルから、当初十月一日の予定であった入管令の施行が一ヶ月遅れ、十一月一日施行となったのである。

その時期は、G H Qの占領下であり、G H Qの言い分がとおって、在日朝鮮人を対象としない入管令が施行されたが、G H Qの占領が終わった一九五二年四月二八日から、一定の適用除外を設けながらも、入管令が在日朝鮮人に適用されることになったのである。

この間の事情は、森田芳夫の「在日朝鮮人処遇の推移と現状」に書かれているが、他に「カー、二、三次韓日会談在日韓人法的地位問題委員会議録」へ外務部「ソウル」でもふれている。

日韓会談の予備会談は、一九五一年十月二一日から始まっているが、その中の在日朝鮮人の法的地位委員会は、入管令が施行される二日前の十月三〇日から始まっている。その第三回目の会議で、韓国側、俞鍾午代表の「ヘハンフランシスコ平和条約発効後」出入国管理令をそのまま在日韓人に適用するのかもしれないという質問に、日本側の田中光男代表は、「出入国管理令は、立案時より韓人と台湾人に適用する心算であったが最後に至り、連合軍総司令部の指示により除外することになった」と答えている。

G H Qの在日朝鮮人に入管令を適用しないという考え方は、このようにほぼ明らかである。ところがこのようばG H Qの考え方を百パーセント立証できたとしても残念ながら入管令を占領終了後日本政府が在日朝鮮人に適用することの不当性が立証されたことにはならない。なぜなら、成立の事情がそのような入管令であつても、それを一九五二年四月二八日、法律一六号により法律として追認し、朝鮮人への適用の道を開いたのは日本政府だからである。私の引号の論文は、

1977. 11. 27

日本政府の懸念ぶりを強調するためにGHQを善玉にしすぎたきらいはあるが、主権を回復した日本の政府が自らの法律を定めたのであるから、GHQの意に反して占領終了以後、入管令が運用されたとしてもその事が、在日朝鮮人への入管令適用の不当性を述べる証拠にはならないのだが、一つの状況証拠とはいえるだろうと思う。(森田芳夫の前掲書にGHQの件として「平和条約批准後、日本政府が在日朝鮮人の身分をその撤するように変更することは、もちろん日本政府の自由であり、参事部として関与する限りではない」というのがあるが、これを読めば、GHQの意もええかばんなものである。)

三、日韓法的地位委員会での論議

サンフランシスコ平和条約が調印されたのは一九五一年九月八日であるが、それが発効する翌一九五二年四月二八日までの時期は、矢の入管令成立の経緯も含めて、日本政府はGHQとして韓国政府が在日朝鮮人の法的地位について論議した時期である。この時期を少し詳しくみてみたいと思う。

引号で述べたように「平和条約発効までの間、日本政府もGHQも「在日朝鮮人は日本国籍を有する」という前提に立っていた。この在日朝鮮人の国籍が平和条約発

効後どうなるのかというのは大きな問題であるが、平和条約には、在日朝鮮人の国籍に関する規定はなかった。平和条約には「日本は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び獨逸島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」(第二条の項)という規定があるだけであつた。平和条約に規定がないということ、別に規定しなければいけないということであつた。それ故、五一年十月九日、GHQも日本政府に、在日朝鮮人の国籍について韓国政府と話し合うように要請したのである。

この同じ月の二日から日韓会談が始まっている。日韓会談は途中、何回もの中断を経ながら一九六五年に十四年目にして締結されるが、一九五一年十月二日より予備会談が開始されたのである。論議の内容は基本関係、在日朝鮮人の法的地位、請求権、漁業の問題であつた。

法的地位委員会は十月三日から始まっているが、これは、入管令の発効する十一月一日の二日前である。法的地位委員会は、平和条約発効までに計三六回開かれているが、その委員会での論議を「ヤー、二、三次韓日会談在日韓人法的地位委員会会議録」をもとに紹介しながら、日本政府のおもむくをさぐってみよう。

「会議録」による会談の印象は、日本側が国籍問題

について熱心であり、韓国側は待遇問題について熱心であるということである。

在日朝鮮人の国籍について日本側は「平和条約によって日本国籍を喪失するがその時まで日本国籍を保有する。このことを強く主張するのに対し、韓国側は「対日平和条約と無関係に在日韓僑に対して韓国国籍が適用される」ことを強調する。そして国籍問題しか論議しようとし、ない日本政府に対し、「日本側案は国籍問題にのみ局限され、在日僑胞の待遇問題に何等の言及がないので待遇問題に関する日本側の考えを聞きたい」と不満を表明し、すでに紹介したように「出入国管理令をそのまま在日韓人に適用するの」と疑問をしているのである。

これに対し日本側は、片側の指示により当面は朝鮮人を入管令より除外した事を答えた後、「出入国管理令の特例又は改正なしに、会談において国籍を決定しどうあり適用する予定であるが、韓国側から待遇問題がでてきたのでまず韓国側の意見を聞いて（日本側も）研究してみようと思う」というように言っている。つまり日本側にとっては、法的地位委員会での国籍の事だけを片づけければ、竹条約発効後朝鮮人に入管令を適用できるので、それ以外の事には非常に消極的なのである。日本側が国籍問題を片づけるとは、竹条約によ

って在日朝鮮人が日本国籍を喪失することを日韓両国が確認することなのである。

この五月十一日段階での日本政府の示も、わくは、竹条約発効までに日韓会談を妥結させ、そこで韓国籍取得を確認させ、後の法律一六号二の六のような特例も設けず、また、単に通達で日本国籍喪失を明記するというような事も考えずに入管令を全面的に適用させることであつたのではないだろうか。

ともあれ日本政府は終始、待遇問題に消極的であり、当時まだ原則的立場を保っていた韓国側代表にきびしく追及されることになる。入管令の適用問題についても戦前から引きつづき在留する朝鮮人にはいままでどおり適用すべきでないとする韓国側に対し日本側は、日本に二種類の外国人をつくるのは好ましくないと引きつづき住んでいるかどうか調査が必要であるとか、いろんなことをいって逃げようとする。そしてついには韓国側の「日本敗戦後に、外国人として取扱うことが韓国人に有利なときには日本人として取扱うべきで、講和条約が締結されて、日本人と同一待遇をしてくれる方が有利になれば二人どは外国人として取扱おうとする」というような発言までもでてくるのである。

待遇問題に消極的な日本政府は、国籍問題だけ解決

1977. 11. 27

しようとしていたが、韓国政府の方も、在日朝鮮人が日本国籍を喪失する事自体には異存はなかったのである。その点とてを日本政府がついたものと思われる。

国籍問題で見解が分かれるのは日本国籍喪失の時期の問題だけである。日本政府は、廿条約発効の日に喪失するものと主張してきた。韓国政府は、一廿条約とかかわりなく一九四五年八月九日、日籍を離脱した。日韓併合による日籍取得はホツヤム宣言後諸により矢張り、一九四八年八月十五日、大韓民国政府樹立の時を同じくして韓籍となり、同年十二月、国籍法施行により国内法措置が完了したのである。但、在日朝鮮人に対しては対人主権が及ばないに過ぎないので、これは国籍問題ではなくて法的地位問題であり、即ち待遇の如何という問題であるという主張である。

このように時期については見解を要にするものの在日朝鮮人が日本国籍を喪失する事自体は双方とも異議はない。そこで日本側がその点を強調し、推しているのだが、ここでもしうい論議がなされることになる。それは、日韓で結ばれるべき条約(協定)の条文中に国籍喪失の事を明文化するかどうかについての論議である。日本側は、その必要はないというが、韓国側は明文化する必要があるという。韓国側は、植民地が独立した時、本国に在住する旧植民地出身者には国籍選択

権が与えられるのが国際慣習であるが、今回の措置は国際慣習とは異なるので明文化すべきであると主張したのである。

日本政府は、一九四九年十二月二日の国会答弁では少なくとも、在日朝鮮人の国籍は選択になると考えていたのに三千里八号、田中宏論文参照二頁後のこの会談では全くそのようなことはない。一方の韓国政府は、国籍選択の方が国際慣習にかなっていると考えているが、日本国籍喪失は当然であると考えてたのである。それは、この論議の内容を追って考えてみるに韓国側が日韓併合条約を非合法と考えている事からくる結論のようである。

国籍喪失の時期についての論議は、当初日韓の水かけ論であったが、早い時期に妥協が成立したようである。「法的地位委員会議事録」に、一九五一年十一月十三日付で「日韓会談小委員会において両国代表間に見解の一致を見た点について」というのが収録されている。それによると、日本国国籍喪失の時期について双方の見解に双方が異議を述べず「両国政府が相互に他の一方の見解を尊重することが日本国に在住する韓国人の国籍の帰属を明確ならしめ、将来におけるこの点に関する両国間の紛争を未然に防止することにおいて望ましい」という事になっている。この合意書が

その後どのようなに取り扱われたかは定かではないが、おそらくこの合意が後にうつがされたことはないだろう。

四、出入国管理令の成立

国籍論議の事が長くなったが、廿条約調印から発効までの時期について、矢野、五一自十一月段階では在日朝鮮人を発効後、日本政府は全く一般外国人なみに扱うつもりだったのではないかと書いたが、その後、一定の変化をして、五年の二三月ごろからは、在日朝鮮人に一定の特例を設けるを得ないと考えだしたのではないだろうか。二三月ごろというのは、在日朝鮮人に一部入管令の適用除外を含む法律一二六号が内閣から衆議院に提出されたのが三月十九日だからそれ以前に方向転換があったのではないかと思うのである。

別の考え方として、五一自十一月に日韓会談で在日朝鮮人を一切特別扱いしないと日本政府が言ったのが最初からあったのであると考えればこの方向転換もないことになるが、この方向転換があったとすればその原因は、(1)日韓会談が思うままに進展しないこと。(2)現実的に特例を設けなくてはならないこと。(3)在日朝鮮人の運動が圧力となったことなどが考えられる。

この方向転換により日本政府は日韓両政府の合意による日本国籍喪失入管令全面適用という方針をめぐらし、法的地位委員会ですす待遇問題に消極的になり、廿条約の発効の日まで引きのばすことにしたのではないか。そうすることにより、政府間の合意なしに在日朝鮮人への入管令適用をはかろうとしたのであろう。「法的地位委員会会議録」にも日本政府の引きのばし断絶を感じさせるところがいくつかあるのである。

ところが日本政府としても、会談を引きのばすだけではどうにもならない。日韓会談で結論がでずに廿条約発効の日を迎えても、その四月二十八日に、自動的に朝鮮人に入管令が適用されることになる訳ではない。日本政府には出入国管理令を法律として追認する仕事が残されているのである。入管令はボツタム政令であるからそのままでは占領終了後、法律としての効力を持たない。そこでこの入管令を法律として追認する法律が必要となってくるのである。その法律一二六号であったが、これにより入管令を法律とするときに同時に、在日朝鮮人への一定の特例を定めざるを得ないのである。

その特例とは二条六項の規定である。すなわち「日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発

1977. 11. 27

1951年9月8日 サンフランシスコ平和条約調印

10月2日 出入国管理令閣議決定

10月9日 GHQが日本政府に在日朝鮮人の国籍について韓国政府と話し合うよう要請

10月30日 日韓会談法的地位委員会第1回

10月31日 " " 第2回

11月1日 出入国管理令発効

11月2日 日韓会談法的地位委員会第3回

11月7日 " " 第4回

(以下、1952年4月1日までに計36回開かれる)

1952年3月19日 出入国管理令、内閣から衆議院に提出される

3月29日 出入国管理令衆議院通過
4月28日 " " 参院で委員会審議

4月28日 出入国管理令成立
" " サンフランシスコ条約発効

の日に於いて日本の国籍を離脱するもので、昭和二十
年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本
邦に在留する者へ昭和二十年九月二日からこの法律施
行の日までに本邦で出生したその子を含むは、出入
国管理令二十二条の二第一項の規定にかかわらず、別
に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在
留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有
することなく本邦に在留することができるといふ規
定である。

これは、戦前から引き続き在留する朝鮮人、台湾人
は、当分の間、在留資格がなくても日本に在留できる

という内容である。

入管令の規定によれば、日本に在留する外国人は何
らかの在留資格を所持しなければならぬことになっ
ている。その在留資格とは、例之は観光客、留学生、宣
教師というようなものであり、それ以外の在留資格に
は、六ヶ月とか一年という在留期間が決められている
のである。ところが在日朝鮮人の場合、そのような在
留資格をもっていない。無理に必しかの在留資格に入
れようとしても、ほとんどの在日朝鮮人は、それから
はみでてしまう。戦前から引き続き在留する在日朝鮮
人に、このような規定を設けてはめることゝ体が無理な
ことなのである。二条六項の規定は、不十分ながらも
あたりまえの事なのである。入管令そのものが、例え
ば三条に「外国人は、有効な旅券又は乗員手帳を所持
しなければ本邦に入ってはならない」とあるように、
パスポートを所持して入国する外国人を前提として作ら
れたものである以上、そのまま朝鮮人に適用すること
はできないものである。

法律一三六号は、三月十九日に衆議院に提出され、
衆議院を三月二十九日、参議院を四月二十八日に通過する
のであるが、その審議の過程でも法案の反対理由に在
日朝鮮人への適用の問題が、あげられている。政府は
「二四条へ退去強制」の適用が、この人たちにある

